

目 次

第 1 節	県税徴収金等の領収事務	311
第 1	納付（納入）の場所及び納付（納入）の方法	311
第 2	領収事務に従事する職員	311
第 3	県税領収印による窓口領収及び窓口領収報告書の作成等	311
第 4	県税領収印による領収現金の引き継ぎ	313
第 5	予納金の取り扱い	313
第 6	納税義務の完了時期等	313
第 7	現金取扱員の公印及び私印	313～2
第 8	県税領収証書等の取扱い	314
第 9	県税領収証書等の記載要領	314
第10	県税滞納整理復命書の作成等	317
第11	県税領収証書による領収現金の引き継ぎ	317
第12	受託証券の引き継ぎ	318
第13	歳入歳出外現金の事務処理	318
第14	納税証明書交付手数料の引き継ぎ	319
第15	釣銭用現金の取扱い	319
第16	遠隔地の差押債権の取立て等に係る地域振興局長名義の銀行口座の利用	319
第 2 節	取りまとめ責任者の事務	320
第 1	取りまとめ責任者	320
第 2	県税領収印の管理及び県税領収印取扱者の指定	320
第 3	県税領収印による領収現金の取りまとめ	320
第 4	県税領収証書による領収現金の取りまとめ	321
第 5	不渡証券の処理	321
第 6	受託証書の取りまとめ	321
第 7	歳入歳出外現金の取りまとめ	322
第 8	納税証明書交付手数料の取りまとめ	322
第 9	現金出納簿の作成	322～2
第10	現金の保管依頼（納税証明書交付手数料として領収した現金を除く。）	323
第11	県税領収状況報告書の作成	324
第 3 節	検査担当者の事務	325
第 1	検査担当者の役割	325
第 2	検査担当者の指定	325
第 3	払込み等の際における検査及び検査印の押印	325
第 4	その他の検査	325
第 5	県税領収証書等の更新時の事務処理	326
第 4 節	延滞金の計算	327
第 1	延滞金の端数計算等	327
第 2	延滞金の割合の特例措置等	327
第 3	各税目の延滞金の計算 【平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間】	329
第 4	各税目の延滞金の計算【平成 12 年 1 月 1 日以後平成 25 年 12 月 31 日までの期間】	338～15
第 5 節	納税の猶予等	339
第 1	法第 15 条の猶予	339

第2	申請による換価の猶予	343～8
第2の2	職権による換価の猶予	343～11
第3	滞納処分の停止	344
第4	延滞金の免除及び減免	345～2
第5	納付（納入）の委託	348
第6節	納税証明書の交付等	351
第1	納税証明書の請求者	351
第1の2	納税者等が個人の場合（番号法に基づく本人確認）	351
第1の3	納税者等が法人の場合	351～2
第2	請求の手続き	351～2
第3	納税証明（請求）書の受付と交付	351～2
第4	証明書の使用目的	352
第5	証明事項	353
第6	納税証明書の作成要領	354
第7	事業税の課税標準となった所得金額の証明	355
第8	納税証明書の発付決議	355
第9	自動車税の納税証明（継続検査・構造等変更検査用）	356
第10	納税証明書の公印	356～2
第11	証紙使用実績報告	356～2
第7節	還付事務	369
第1	過誤納金の還付	369
第2	過誤納金の充当	372
第3	過誤納金に係る還付加算金（法第17条の4）	374
第4	過誤納金以外の還付金	377
第5	県税徴収金のうち過料等に係る過誤納金	379
第6	過誤納金の消滅時効（法第18条の3）	379
第7	過誤納金又は還付金の発生原因に対応する還付加算金の始期一覧表等	381
第8	還付の事務処理	391
第9	過誤納金等の口座振替の方法による還付	391
第10	証紙徴収に係る還付充当	391
第8節	総計算書その他の事務処理	392
第1	県税徴収金（総）計算書等の送付	392
第2	徴収の嘱託、受託	393
第3	課税地変更に伴う事務処理	393
第4	出納整理期間中の事務処理	394
第9節	財務会計システムによる県税徴収金に関する会計事務処理要領	395
第1	総説	395
第2	県税徴収金に係る会計事務の処理手順	397